

## 四條畷市社会福祉協議会出前講座一覧

	講座名	内容	所要時間
1	社会福祉協議会って何をするとところ？	社会福祉協議会の役割、しくみ、活動、会費の使い道などをわかりやすく説明します。	60分
2	福祉ってなあに？	福祉について、子どもにわかりやすく説明します。	45分
3	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の仕事ってどんなの？	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の仕事やどんな時に相談したらよいのかをわかりやすく説明します。	60分
4	地域共生社会とは（地域でできること）	住民が相互に人格と個性を尊重しながら、参加し、共生する地域社会について学び、地域でできることを一緒に考えましょう！	60分
5	地区福祉委員会活動や小地域ネットワーク活動とは？	地域福祉を推進するための地区福祉委員会の役割や、地域での住民の参加と協力による支え合い活動を行う小地域ネットワークについて説明します。	45分
6	みんなで孤立をなくせ！ 超高齢社会体験ゲーム	人と地域資源をつなげることで「社会的孤立」を解消する協力型ゲームをしながら学びを深めます。	60分
7	身近な地域での支え合い活動について	助け合い体験カードゲームを活用し、自分にできること探しなど、地域での支え合いの仕組みづくりについて一緒に考えます。	60分
8	災害の備え1（被災地支援から見たこと）	避難場所・災害が起きた後のまちで出来ることを一緒に考えます。	60分
9	災害の備え2（持ち出し品について考えよう！）	災害持ち出し品ゲーム「これ持ってぐ〜（Good）！」を使用し、災害時の持ち出し品について考えます。	60分
10	災害の備え3（災害時の助け合いの大切さについて学びましょう）	防災すごろく「助け合ってご〜（Go）！」を使用し、防災時の支援の方法について学びます。	60分
11	災害の備え4（様々なトラブルについて役に立つアイテムは？）	防災カードゲーム「なまずの学校」を使用し地震や津波による様々なトラブルに対して、役に立つアイテムを考えます。	60分
12	災害の備え5（大地震の発生時はどんな状況？）	防災ゲーム「いえまですごろく」を使用し、大地震の発生時に起こりうる状況を疑似体験し、防災について考えます。	60分
13	認知症について考えよう	認知症についての基本知識について学び、認知症の予防や支援について学びます。	60分
14	成年後見制度と日常生活自立支援事業	成年後見制度や日常生活自立支援制度について説明します。	45分
15	福祉体験	車いす体験や高齢者疑似体験を通じて、障がい者や高齢者への理解を深め、介助方法、声かけの方法などについて考えます。	60分
16	ボランティア活動とは？	ボランティアの心構えや、四條畷市内のボランティアグループの活動などを紹介します。	45分

## 四條畷市社会福祉協議会「出前講座」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の求めに応じ、四條畷市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の職員を講師として派遣する出前講座を実施することにより、市民の福祉の理解、地域福祉の推進を振興し、併せて本会に関する理解を深め、支え合いのまちづくりにおける市民との協働を推進することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座は、市内に在住、在勤または在学する人で構成する5人以上のグループ、団体等、または、市内の学校の児童生徒を対象とする。

(講座内容)

第3条 出前講座の内容は別に定めるものとする。

(実施時間)

第4条 出前講座の開催時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの間で、30分から90分程度とする(祝日、年末年始の休日を除く)。

2 前項に規定する時間以外の講座開催の要望が出された場合には、申請者と協議して決定する。

(開催場所等)

第5条 出前講座の開催場所は市内に限るものとし、会場の確保やその他講座についての準備及び進行等は申請者等が行うものとする。

(講師派遣料)

第6条 講師派遣料は、無料とする。ただし、会場使用料や材料費その他出前講座に要する費用については、申請者等の負担とする。

(申込方法)

第7条 出前講座を申請するものは、出前講座を開催しようとする日の14日前までに「四條畷市社会福祉協議会出前講座申込書」(様式第1号)を本会会長に提出しなければならない。

(決定および通知)

第8条 本会会長は、前条の申込みがあったときは、講師派遣の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(講師派遣の制限等)

第9条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講師を派遣せず、又は開催中であっても講座を中止することができる。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした催しを行う恐れのあるとき。
- (2) 出前講座の趣旨に反する恐れのあるとき。
- (3) 災害等が発生したとき。

(講座の報告)

第10条 講師として派遣された職員は、出前講座終了後、申込者にアンケート(様式第2号)を依頼すると共に出前講座報告書(様式第3号)に必要事項を記入し事務局長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月13日から施行する。

## 四條畷市社会福祉協議会出前講座申込書

年 月 日

四條畷市社会福祉協議会会長 様

申込者

団 体 名

代表者氏名

住 所

電 話

F A X

メールアドレス

出前講座を受講したいので、次のとおり申し込みます。

1	希 望 講 座	講座番号( ) 講 座 名
2	希 望 日 時	第1希望 年 月 日 曜日 時 分～ 時 分
		第2希望 年 月 日 曜日 時 分～ 時 分
		第3希望 年 月 日 曜日 時 分～ 時 分
3	開 催 場 所	会 場
		所在地
4	参加予定人数	人
5	参加対象	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 子ども <input type="checkbox"/> その他( )
6	開催目的	
7	連絡先	担当者名( ) 電話番号( )
8	備 考	特にご希望等ありましたらご記入ください。

講座 No. ( ) 講座名 「 」

実施日 年 月 日

### 「出前講座」アンケート

社会福祉協議会「出前講座」をご利用いただきありがとうございました。

今回、受講されましたお声を聞かせていただき、今後さらに充実した内容にしていくための参考といたしたく、お手数ですが、アンケートにご協力ください。

問1 参加人数をお聞かせください。

一般 [ ] 人 高齢者 [ ] 人 子ども [ ] 人

問2 今回の出前講座とテーマは全般的にあなたの期待に合っていましたか？

1 期待どおり 2 普通 3 不満足

[具体的に \_\_\_\_\_ ]

問3 この講座の内容は分かりやすかったですか？

1 わかりやすい 2 普通 3 わかりにくい

[具体的に \_\_\_\_\_ ]

問4 この講座の時間はいかがでしょうか？

1 ちょうどよい 2 短すぎる 3 長すぎる

問5 引続き、他のメニューで出前講座を利用したいですか？

1 利用したい 2 適当な講座があれば利用したい 3 利用したくない

[ \_\_\_\_\_ ]

問6 特に関心(興味)のあるメニュー(メニューにないもの可)がありますか？

問7 その他、ご意見・ご感想などがありましたらご記入ください。

[ \_\_\_\_\_ ]



※ ご協力ありがとうございました。

四條畷市社会福祉協議会